

令和6年度

綾川町立こども園 入園案内



かんちゃん



あゆちゃん

綾川町子育てイメージキャラクター

綾川町 子育て支援課

〒761-2392 綾川町滝宮 299 番地

Tel 087-876-6510 Fax 087-876-3120

この入園案内は、綾川町ホームページでもご覧いただけます。

綾川町には公立認定こども園が6園あります。希望により施設を選べますが、定員を超えると希望の施設に入園できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、入園申請は、綾川町に住民登録をしており、こども園の利用を希望するお子さまを持つ保護者が対象です。(綾川町に転入予定の方も申請は可能です。ただし入園月の1日までに、綾川町の住民登録をしてください。)

町内施設一覧

	電 話 (市外局番:087)	住 所	定員(人)	入園できる年齢 (以下の月齢を迎えた翌月から)
昭和こども園	877-1391	畑田2422-1	220	6か月
陶こども園	876-1777	陶2087-1	190	10か月
滝宮こども園	876-1776	萱原791-1	280	10か月
羽床こども園	876-1775	羽床下2257-1	90	10か月
山田こども園	878-2680	山田上甲1490	120	6か月
羽床上こども園	878-1462	羽床上1023-1	45	10か月

※定員は変更する場合があります。

令和6年度入園申込受付

受付期間	時間	場 所
令和5年11月8日(水)	8:30~12:00 13:00~17:00	綾川町 綾南農村環境改善センター (2階 多目的ホール)
令和5年11月9日(木)		
令和5年11月10日(金)		
令和5年11月16日(木)		
令和5年11月17日(金)		

※上記期間を過ぎてからのお申込みは、役場子育て支援課または第1希望のこども園にて受付しますが、利用調整における優先度は下がります。

※受付の際、家庭状況の聞き取りを行います。申込みのお子さまと一緒にお願いします。

※令和6年度内の途中入園(入園希望が5月以降)の場合(出生前の児童)も、上記期間中にお申込みください。

※転園希望の場合も、上記期間中にお申込みください。

※入園日は毎月1日です。月途中からの入園は実施していません。

教育・保育給付認定区分

全ての施設で、1号認定・2号認定・3号認定の3つの認定区分があり、保育の必要性に応じて教育・保育給付認定を受けていただきます。

年 齢	保育の 必要性	教育・保育給付認定区分		教育・保育時間
満3歳 以上	なし	1号認定	教育標準時間	8時30分～14時
	あり	2号認定	保育標準時間	7時30分～18時30分の間の必要な時間
保育短時間			8時30分～16時30分の間の必要な時間	
満3歳 未満	あり	3号認定	保育標準時間	7時30分～18時30分の間の必要な時間
			保育短時間	8時30分～16時30分の間の必要な時間

※年齢は、令和6年4月1日時点の年齢です。

※2号認定、3号認定は、お子さまの保護者全員が保育を必要とする事由に該当し、そのお子さまを家族で保育することができないと認められる場合です。下の子の保育に手がかかる、集団保育に慣れさせる、社会生活を身につけさせる、などの理由では利用することはできません。

※「保育標準時間」と「保育短時間」の認定は、保育を必要とする事由を証する書類に基づいて行うため、必ずしも申請いただいた利用時間の認定がなされるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。「保育標準時間」の認定を受けられる事由に該当する方でも「保育短時間」を申請した場合は、「保育短時間」の認定を受けることが可能です。

延長保育について

2号認定・3号認定の方は延長保育を利用できます。保護者の方の勤務時間と通勤時間を考慮し、必要な時間帯を申請してください。

	7:30	8:30	16:30	18:30	19:00
保育標準時間					延長①
保育短時間	延長②			延長③	

※延長保育①の保育料は月額2500円、緊急を要する場合の利用は日額300円です。

※延長保育の申請をしていない方で、お迎えが18時30分を過ぎた場合は、1回につき300円徴収します。

※「保育短時間」認定の方は、延長②、延長③のいずれかを利用できます。

ただし、3号認定児の延長②または③の保育料は月額200円です。

申込方法

受付期間内に、必要事項を記入し添付書類を揃えて提出してください。

認定区分	必要書類	
1号認定	教育・保育給付認定申請書 保育施設等の利用申込書 家庭状況書	マイナンバー関係書類 ①申請者の個人番号が確認できる書類(※1) ②申請者の身元確認書類(※2) ③申込に来られた保護者の身元確認書類(※2)
2号認定 3号認定	教育・保育給付認定申請書 保育施設等の利用申込書 家庭状況書 保育を必要とする事由を証する書類	(※1)以下のいずれか(写し可) ・個人番号カード ・個人番号通知カード ・個人番号が記載された住民票 (※2) 1点でよいもの:顔写真付き公的機関発行身分証明書(個人番号カード、運転免許証、パスポート等) 2点必要なもの:健康保険証、年金手帳、介護保険被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、生活保護受給者証等

※綾川町こども園利用調整基準に基づき、調整します。調整の結果、第2希望以降の施設に入園内定する場合がありますので、ご了承ください。

※入園内定通知は、令和6年1月下旬に郵送します。

認定の有効期間

教育・保育給付認定には有効期間があり、有効期間を過ぎた場合は教育・保育給付認定が失効します。保育施設等を利用している場合は、失効した時点で原則、退園となります。失効後、再び保育施設等の利用を希望する場合は、改めて入園申込が必要となります。

1号認定を受けた方の有効期間は小学校就学前までです。

2号認定・3号認定を受けた方の有効期間は以下の通りです。ただし令和7年3月末まで保育の必要性が見込まれる期間です。

保育を必要とする事由	有効期間
就労	契約期間満了日が属する月の末日まで
妊娠・出産	出産予定日が属する月の8週間前が属する月の始めから出産後8週間を経過する日が属する月の末日まで
疾病・障がい、介護・看護	診断書が証明する期間を経過する日が属する月の末日まで
求職活動	入園日から3か月を経過する日が属する月の末日まで
就学	卒業・修了予定日が属する月の末日まで
災害復旧、虐待・DV	証明書の期間を経過する日が属する月の末日まで
育児休業取得時に既に保育を利用している	すでに保育施設等を利用している子どもの入園日から当該育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する月の末日まで

2号認定・3号認定を希望する場合に必要な書類

2号認定・3号認定を受けるためには、お子さまの保護者全員が、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。添付書類を揃えて提出してください。

保育を必要とする事由	事情	保育必要量の区分	添付書類
①就労	労働することを常態としているため、こどもの保育ができない場合 ・基本的にすべての就労形態が該当（フルタイム・パートタイム・夜間勤務など） ・自営業、在宅勤務等も含む ・無収入のボランティア活動等は該当しない。	標準時間： 勤務時間が月120時間以上 短時間：勤務時間が月64時間以上120時間未満	就労証明書 (派遣社員の方、自営業等の方は別途、添付書類が必要)
②妊娠・出産	妊娠中、または出産後間もないため、こどもの保育ができない場合	標準時間	・妊娠・出産申立書 ・母子健康手帳 (表紙と出産予定日がわかる面)の写し
③疾病・障がい	疾病や負傷、または精神もしくは身体に障がいを有しているため、こどもの保育ができない場合	実態に応じて認定	・疾病・障がい申立書 ・診断書または障害手帳の写し
④介護・看護	同居または長期間入院等をしている親族を、常時介護または看護するため、こどもの保育ができない場合	実態に応じて認定	・介護・看護申立書 ・診断書または障害手帳または介護保険被保険者証の写し
⑤災害復旧	火災、風水害、地震その他災害により、家屋を失ったり、破損したりしたため、その復旧の間、こどもの保育ができない場合	標準時間	り災証明等
⑥求職活動	求職活動(起業準備を含む)を行っているため、こどもの保育ができない場合	短時間	求職活動申立書
⑦就学	就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)のため、こどもの保育ができない場合(通信教育は該当しない)	実態に応じて認定	・就学申立書 ・在学証明書 ・就学時間及び期間等が記入されたもの(時間割など)
⑧虐待・DV	児童虐待を行っている、または再び行われるおそれがあると認められる場合や、配偶者からの暴力等により、こどもの保育ができない場合	標準時間	事実を証明できる書類
⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している	当該育児休業に係るこども以外の小学校就学前のこどもが保育施設等を利用しており、継続利用を希望している場合(ただし、就労要件ですでに入園していて、妊娠・出産要件に切り替わる場合に限る)	短時間	就労証明書

こども園利用調整基準

区分					
1	・居宅外労働 ・自営代表者 (居宅外)	月実働160時間以上の就労を常態		高 ↓ 低	
		月実働140時間以上160時間未満の就労を常態			
		月実働120時間以上140時間未満の就労を常態			
		月実働100時間以上120時間未満の就労を常態			
		月実働80時間以上100時間未満の就労を常態			
		月実働64時間以上80時間未満の就労を常態			
2	・自営協力者 (自宅外自営、 親族が経営の 自営を含む) ・居宅内自営	月実働160時間以上の就労を常態		高 ↓ 低	
		月実働140時間以上160時間未満の就労を常態			
		月実働120時間以上140時間未満の就労を常態			
		月実働100時間以上120時間未満の就労を常態			
		月実働80時間以上100時間未満の就労を常態			
		月実働64時間以上80時間未満の就労を常態			
3	内職	月実働160時間以上の就労を常態		高 ↓ 低	
		月実働140時間以上160時間未満の就労を常態			
		月実働120時間以上140時間未満の就労を常態			
		月実働100時間以上120時間未満の就労を常態			
		月実働80時間以上100時間未満の就労を常態			
		月実働64時間以上80時間未満の就労を常態			
4	妊娠、出産	出産のため保育ができない場合		中	
5	疾病 障がい	疾病・ 傷病	1か月以上の入院または入院見込み、常時臥床の場合	高 ↓ 低	
			居宅内療養		1か月以上安静を要すると診断された場合または、日常生活動作に支障をきたしている場合
		障がい	身体障害者手帳1～2級所持、精神障害者保健福祉手帳1～2級所持、療育手帳④またはA所持、介護保険の要介護度が3～5、のいずれかに該当		
			身体障害者手帳3級所持、精神障害者保健福祉手帳3級所持、療育手帳⑤またはB所持、介護保険の要介護度が1～2、のいずれかに該当		
		身体障害者手帳4～6級所持、介護保険の要介護度が要支援、のいずれかに該当			
6	親族の介護看護	病人、臥床者、障がい者(児)、重度心身障がい者(児)の介護、看護や入院、通院、通所の付き添いのため保育ができない場合		区分2準用	
7	災害	災害により、復興活動を要する場合		区分1準用	
8	求職活動等	求職活動または自営準備のため、日中の外出を常態とする場合		低	
9	就学等	日中、就学・技能習得のため、保育ができない場合		区分2準用	
10	虐待、DV	過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、家庭内において虐待又は暴力等を受ける恐れがある場合		高	
11	その他	上記以外に特に保育が必要であると認められる場合		個別判断	

教育・保育給付認定の変更申請

家庭状況の変更や保育を必要とする事由などに変更が生じる場合は、その都度、変更申請手続きが必要となります。

例) 保護者の婚姻・離婚、転居等により、世帯員に増減があった場合

障害者手帳等の各種手帳を取得した場合、生活保護を受給することになった場合

保育を必要とする事由の変更(求職活動中→勤務内定など)の場合

勤務先・就労時間の変更に伴い、保育必要量(短時間→標準時間など)を変更する場合

● 必要書類

教育・保育給付認定申請書

変更理由を証する書類(※2号から1号へ変更の場合は不要です)

● 変更申請の提出締め切り

必要書類を揃えて変更希望月の前月25日(25日が土曜・日曜・祝日の場合はその前の平日)までに通園中のこども園にご提出ください。変更希望月の1日から適用になります。

教育・保育について

● 慣らし保育

お子さまが集団での生活に少しずつ慣れるように、入園から2～3週間程度、慣らし保育を行います。第1段階として午前11時ころまで、第2段階として昼食後12時ころまで、第3段階で午睡・午後おやつ後まで(2・3号認定)、と、お子さまの様子を見ながら平常保育へ移行していきます。

入園日より前に慣らし保育をすることはできません。慣らし保育の月も1か月分の保育料または主食・副食費を徴収します。

● 送り迎え

保護者または保護者に代わる方の送り迎えが必要です。

● 休園日

日曜日及び国民の祝日、年末年始(12/29～1/3)、その他園長が必要と認めた日が休園日です。なお、1号認定の休園日は、前述に土曜日、春休み、夏休み、冬休みが加わります。

また、台風等による警報発令時や感染症流行時など、臨時休園や早めのお迎えをお願いすることがあります。

● こども園の行事

入園式、遠足、保育参観、運動会、生活発表会、修了式などがあります。その都度、こども園からお知らせします。

入園後の手続き等

● 現況届の提出

1年に1回、保護者の状況(氏名・住所等)、世帯の状況(障害者手帳の取得等)や保育を必要とする事由(就労の内容等)などの変更の有無について、現況届及び家庭状況書(2号認定・3号認定は保育を必要とする事由を証する書類)を提出していただき、調査確認を行います。

● こども園の退園

年度の途中に、町外への転出や保育の必要性がなくなった等の理由で退園する場合は、退園する月の25日までに「退園届」をこども園に提出してください。「退園届」はこども園にあります。

その他

次の場合は、入園を取り消すことがありますので、ご了承ください。

- ・入園月の1日時点で綾川町内に居住していない場合
- ・提出書類に虚偽の記載がある場合
- ・期限までに必要書類の提出がない場合
- ・施設の管理運営上、支障がある場合
- ・「保育の必要性」がなくなった場合
- ・1か月以上の通園が見込めない場合
(やむを得ない事情の場合は子育て支援課までご相談ください)
- ・保育料または主食・副食費の滞納がある場合

給食

- ・食物アレルギー対応

食物アレルギー対応が必要なお子さまには、医師による「保育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出が必要です。この指導表に基づき、個々に相談の上、除去食対応または代替食対応をします。また、施設での対応が難しい場合は、家庭から持参していただく場合がありますのでご了承ください。

- ・給食内容

	1号	2号	3号
内 容	昼食	昼食 午後おやつ	午前おやつ 昼食 午後おやつ

保育料(利用者負担額)及び主食・副食費

●概要

3歳児クラス以上のお子さまの保育料については、令和元年10月1日から導入された「幼児教育・保育の無償化」により、0円です。

2歳児クラス以下のお子さまの保育料については、お子さまと生計を同じくする父母及び祖父母等(生計を維持している扶養義務者)の市区町村民税の課税額により決定しています。

4月分から8月分は前年度の市区町村民税額に基づいて算定し、9月分から3月分は当年度の市区町村民税額に基づき算定します。なお、市区町村民税所得割額(退職手当等に係る所得割額を除く)は、調整控除を除き、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除などの税額控除が行われる前の金額を用います。

また、算定年度の1月1日に綾川町以外に住民登録をしていた方は、マイナンバー制度の情報連携により、住民税が課税されている自治体に課税額を確認しますが、所得課税証明書の提出を依頼する場合があります。

育児休業期間中や収入がない場合であっても、税の申告は必要です。収入の申告がない方については、綾川町で課税額を確認することができませんので、収入の申告をされるまで、保育料が仮算定となり、最高額を納めていただきます。未申告の方は、必ず申告をお願いします。

《令和6年度 保育料算定に伴う適用年度》

令和6年4月～令和6年8月：令和5年度市区町村民税額(令和4年中の所得に対する税額)

令和6年9月～令和7年3月：令和6年度市区町村民税額(令和5年中の所得に対する税額)

《注意》

- ・保育料及び主食・副食費は利用を開始した月から毎月納めていただきます。またお子さまの年度当初の年齢で算定します。
- ・保育料決定通知書は、入園した月の中旬ごろに、こども園を通じてお渡しします。
- ・月の途中での退園、利用の取りやめや、欠席をした場合でも、保育料及び主食・副食費の日割りはありません。その月の保育料は全額納めていただきますので、ご了承ください。

《保育料及び主食・副食費の納入》

保育料及び主食・副食費は、口座振替にて納めていただきます。各月の末日(土・日・祝日の場合はその翌営業日)に当月分を振替いたします。

口座振替は、手続きが完了した翌月から振替開始となります。

【保育料の滞納がある場合】

こども園の保育料、副食費は、法的に強制徴収の対象となります。そのため、保育料等を納入しない場合は、地方税の滞納処分の例により、督促状や催告書を送付するとともに、財産の調査(金融機関や勤め先への照会等)や納入しない方の給与や預貯金等の財産を差し押さえることがあります。

事情により納入が遅れる場合には、子育て支援課(TEL 087-876-6510)へご相談ください。

● 副食費及び保育料 (基準)

世帯の市区町村民税額で決定します。保育料決定通知をご確認ください。

副食費・保育料 (月額)						
1号(3歳児以上 副食費)		2号(3歳児以上 副食費)		3号(0～2歳児 保育料)		
階層区分定義	金額	階層区分定義	金額	階層区分定義	標準時間	短時間
生活保護世帯	0	生活保護世帯	0	生活保護世帯		0
年収270万円未満相当	0	年収260万円未満相当	0	市町村民税非課税世帯		0
年収360万円未満相当	0	年収330万円未満相当	0	所得割課税額48,600円未満	15,000	14,800
		年収360万円未満相当	0	所得割課税額97,000円未満	23,000	22,600
年収680万円未満相当	3,610	年収470万円未満相当	4,500	所得割課税額169,000円未満	36,000	35,500
年収680万円相当以上	3,610	年収640万円未満相当	4,500	所得割課税額301,000円未満	42,000	41,300
		年収930万円未満相当	4,500	所得割課税額301,000円以上	43,000	42,300
		年収930万円相当以上	4,500			

- 1号認定・2号認定児は、階層区分にかかわらず、主食費500円(月額)を徴収します。
なお、1号認定児は8月の主食費・副食費の徴収はありません。
- 3号認定児において、課税世帯で所得割課税額97,000円未満の以下に該当する世帯については減免が適用されます。

ひとり親世帯で児童扶養手当を受給している世帯	第1子の年齢に関係なく、 第1子6,000円(月額)、 第2子0円(月額)
在宅障がい児(者)がおり、所得割課税額が77,101円未満の世帯	
ふたり親世帯で所得割課税額が57,700円未満の世帯	第1子の年齢に関係なく第2子半額

• その他

	1号	2号	3号
同一世帯において3人以上のこども(満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)が現に養育され、かつ当該こどものうち出生順位が第3位以降のこども	主食費のみ徴収 (月額500円)	主食費のみ徴収 (月額500円)	0円
同時入園2人目のこども	主食費のみ徴収 (月額500円)	主食費のみ徴収 (月額500円)	0円

1号認定の一時預かり事業（在園児対象）

綾川町立こども園の1号認定児の教育日の保育時間終了後や長期休業中に、保護者の勤務形態による就労や、事情により家庭で保育が困難な場合に、保育を希望するお父さまをお預かりします。

《対象者》

1号認定児として町立こども園に在籍し、次の要件のいずれかに該当する幼児

- (1) 保護者の就労
- (2) 保護者・家族の傷病、入院、事故、出産及び冠婚葬祭
- (3) 事業の利用を希望する幼児の兄弟姉妹の学校行事
- (4) 上記のほか、施設長が特に一時預かりが必要と認める事由

《利用時間》

- ・教育日の保育終了後：14時から16時30分まで
- ・長期休業中：8時30分から16時30分まで（土・日・祝日をのぞく）

《費用》

- ・保育終了後：日額350円
- ・長期休業中：午前8時30分から午後2時 日額400円
午後2時から午後4時30分 日額350円

※給食を利用した場合は別途集金します。

昼食	主食	家庭から持参
	副食費	1食180円
昼おやつ	1食45円	

※施設等給付認定新2号認定を受けた方の保育料は1日につき上限450円の補助があります。差額を施設にお支払いください。副食費・おやつについては対象外です。

《申込方法》

通園中のこども園にお申込みください。

申請書は各こども園にあります。

